**競技大会等開催時の売店等の設置に関する運営要綱**

(目的)

第１条　この要綱は，公益財団法人福岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）が，管理運営を行う

公共スポーツ施設（以下「指定管理施設」という。）における競技大会等おいて指定管理施設内に設置する売店，広告宣伝ブース等(以下「売店等」という。)の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

(出店の申請)

第２条　売店等の出店を希望する者は，指定された期日までに，出店許可申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，協会に出店許可申請を行うものとする。

 (出店の許可)

第３条　協会は，申請内容及び指定管理施設の設置スペース等を勘案し，競技大会等の運営に支障が

　ないと認められる範囲において，出店の可否を決定し，出店許可書（様式第２号）を交付するもの

　とする。

 (販売品目等)

第４条　売店等において販売，展示を認める品目は，次の各号に掲げるものとする。

　(1) スポーツ用品の販売，展示

　(2) 食品の販売

　　 食品を販売する場合は，次に掲げるもので，食品衛生法法令等に基づいた調理，加工を行い，容器包装等により衛生的措置が取られたものとする。なお，屋内で販売する場合は，調理又は加工を行った食品とする。

　 ア 弁当類

 製造所所在地，製造者指名，消費期限(時間を含む)，食品の原材料，保存方法及び早期喫食

の呼びかけ等の表示が行われているもので，保管は，冷蔵又は保冷設備の中で行い，適切な温

度管理を行うこと。

　 イ パン・菓子類

　 　 安全性が高く，衛生的に包装されたもの。

 ウ 土産品

　　 包装，内容，品質等において， 土産品としてふさわしいもの。

(3) 整体，マッサージの施術

　(4) その他大会参加者，一般観覧者等にとって必要と認めるもの。

(食品の販売)

第5条　食品を販売する場合は，次の各号に該当する場合は，必要な手続き，措置を行わなければ

ならないものとする。

(1) 食品を販売する売店の出店にあたっては，出店場所，保管方法，取扱い食品等について，所轄

　 保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生法関係法令等により，営業許可を必要とする出店者にあたっては，所轄の保健所の許

　 可を受け，その許可証の写しを協会へ提出するとともに，売店にその許可証を提示しなければな

らない。

(3) 食品衛生法関係法令等により，届出を必要とする出店者にあたっては，所轄の保健所へ届出を

行い，受理印を押された届出書の写しを協会へ提出するとともに，売店にその届出書を提示しな

ければならない。

 (4) 消防法関係法令等により，届出を必要とする出店者にあたっては，所轄の消防署へ届出を行い，

受理印を押された届出書の写しを協会へ提出するとともに，売店にその届出書を提示しなければ

ならない。

(5) 食中毒等，販売した食品に起因する事故が発生した場合は，出店者の責任において，誠実ある

　 対応及び被害者への賠償等を行うものとする。

(出店の場所)

第６条　出店の場所は，協会が指定するものとする。

 (売店の規模)

第7条　１出店者の1店舗あたりの規模は，次のとおりとする。また，1出店者が２店舗を出店する場合は，1店舗の出店料を乗するものとする。ただし，特別の事情があると認める場合は，この限りではないもとする。

(1) 屋内の出店は，１店舗あたり6㎡(２m×３m)以内とする。

(2) 屋外の出店は，１店舗あたり１４㎡以内とする。

 (出店備品等)

第８条　協会は，次に掲げる備品等を無償貸与するものとする。

　(1) 長机２台

　(2) 椅子２脚

　(3) １００V電源１個

 (営業時間)

第９条　営業時間は，原則として午前９時～午後１０時までとする。ただし，特別の事情があると認める場合は，この限りではないもとする。

 (出店料)

第10条　出店者は，別表１に定める出店料を協会が指定する期日までに納付するものとする。

　 なお，出店料の納付後，出店者の事情により出店を取りやめた場合は，出店料を返還しないも

のとする。

 (減免)

第11条　出店料の減免の基準及び範囲は，次のとおりとする。

　(1) 福岡市が主催し，又は共催する事業は，全額減免する。

　(2) 前号に定めるもののほか，会長が特別の理由があると認めたときは，会長が必要と認める額を

減免する。

 (出店料の還付)

第12条　出店料の還付の基準は，次のとおりとする。

　(1) 天候その他不可抗力により出店することができない場合

 (2) 協会又は公益上の都合により出店許可を取消した場合

 (3) 前2号に定めるもののほか会長が特別の理由があると認めた場合

(暴力団等関与に対する出店許可の取消)

第13条　協会は，出店者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは，出店許

可の取消しをすることができる。この場合において，取消しにより出店者に損害があっても，協会

 はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

　(1) 福岡市暴力団排除条例(平成２２年福岡市条例第３０号。以下「条例」という。)第2条第2

号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

　(2) 役員のうち暴力団員に該当する者がいる法人

　(3) 次に掲げる条例第2条第１号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と

　　 密接な関係を有する者

　　ア　暴力団員が経営に事実上参加している事業者

　　イ　暴力団員の親族等が代表取締約を務めているが，実質的には当該暴力団がその運営を支配し

ている事業者

　　ウ　暴力団員であることを知りながらその者を雇用・使用している者

　　エ 暴力団員であることを知りながら，その者と下請け契約又は資材，原材料の購入契約等を締

　　　結している者

　　オ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

　　カ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関

　　　係を有している者

(遵守事項)

第14条　出店者は，次の事項を遵守しなければならない。

　 (１) 売店には，出店許可証(様式第2号)を掲示すること。

　 (２) 販売品目は，競技大会等にふさわしい品位のあるものとすること。

　 (３) 指定された場所以外での立ち売り，呼び込み及び拡声器等を使用した販売行為を行わないこ

と。

　 (４) 商品を不当な価格で販売しないこと。

　 (５) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。

　(６) 火気は使用しないこと。

　 (７) 店舗及びその周辺の清掃は，出店者の責任において行い，発生した廃棄物は，当日中に出店

者において処分し，常に環境美化に努めること。

　 (８) 出店の権利を第三者に譲渡し，若しくは転貸し又は売店の管理運営を委託しないこと。

 (９) 接客にあたっては，競技大会等にふさわしい節度ある行動をとること。

 (10)　売店の設置，撤去，商品の搬入搬出については，協会の指示に従うこと。

　(11) 天候の悪化等の事情により，協会がやむを得ず，危険回避のために撤去命令を出した場合は，

　　　その指示に従うこと。

　(12) 協会及び競技大会等主催者の指示に従い，良識ある売店の管理運営を実施すること。

(損害賠償)

第15条　出店者は指定管理施設又は第三者に損害を与えたときは，出店者が賠償の責めを負うもの

とする。

 (原状回復)

第16条　出店者は，出店を終了したとき，又は出店許可を取り消されたときは，速やかに原状を回

復し，協会の検査を受けなければならない。

 (管理責任)

第17条　売店における商品等の管理は，出店者の責任とし，盗難その他不可抗力による災害であっ

　 ても，協会は一切その責めを負わないものとする。

 (その他)

第18条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項については，協会が別に定める。

　　附　則

この要綱は，平成２８年９月１日から施行する。

この要綱は，平成２８年１２月１日一部改正，同日から施行する。

別表1

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 入場無料の場合 | 入場料金を徴収する場合 |
| 賛助会員の出店者 | 賛助会員以外の出店者 |
| スポーツ用品の販売・展示 | 屋内　６㎡／日 | 5,000円 | ６,000円 | 10,000円 |
| 屋外１４㎡／日 |
| 食品の販売 | 屋内　６㎡／日 | 5,000円 | ６,000円 |
| 屋外１４㎡／日 |
| 整体・マッサージの施術 | 無料 | 屋内　６㎡／日 | １,000円 | ２,000円 |
| 屋外１４㎡／日 |
| 有料 | 屋内　６㎡／日 | 5,000円 | ６,000円 |
| 屋外１４㎡／日 |
| その他 | 屋内　６㎡／日 | 5,000円 | ６,000円 |
| 屋外１４㎡／日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決裁 | 総務課長 | 所長 | 係員 |
|  |  |  |
| 合議 |  | 総務係長 | 係員 |
|  |  |  |

様式第1号

出　店　許　可　申　請　書

　　　令和　　年　　月　　日

(あて先)

公益財団法人 福岡市スポーツ協会会長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

下記のとおり出店したいので，許可申請します。

なお，出店に際しては，競技大会等開催時の売店等の設置に関する運営要綱を遵守します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 | 　　　　　　　　　　　　　体育館・プール |
| 競技大会等の名称 |  |
| 入場料金の有無 | 有( 　 　　円/大人 )　・　　無 |
| 出 店 期 日 | 令和　年　　月　日(　) ～ 令和　年　　月　　日( ) 　 日間 |
| 出　店　場　所 |  | 屋内・屋外　( 　　 ㎡) |
| 販　売 品　目 | 品 名 | 販売金額(円) |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 搬 入 備 品 等 |  |
| 搬 入 日 時 | 令和　　年　　月　　日( ) 　時　　分　～ |
| 搬 出 日 時 | 令和　　年　　月　　日( ) 　 時　　分　～ |
| 販 売 責 任 者  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　(TEL ) |
| 添　付　書　類 | ・出店レイアウト図　・食品衛生法関係法令等の許可証・届出書の写し・消防法関係法令等の届出書の写し・暴力団排除に伴う役員名簿 |

様式第2号

出　 店 　許 　可　 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　第　　　号

　　　令和　　年　　月　　日

(あて先)

　　　　　　　　　　　 　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公益財団法人

 福岡市スポーツ協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付の出店許可申請について，下記のとおり出店することを

許可します。なお、出店料の納付については同封の納付書にて期日までにお支払いく

ださい。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 | 　　　　　　　　　　　　　体育館・プール |
| 競技大会等の名称 |  |
| 出　店　料 | 　　　　　　　 　　円/日 |
| 出店料納付期限 | 令和　　年　　月　　　日まで |
| 出 店 期 日 | 令和　年　　月　日(　) ～ 令和　年　　月　　日( ) 　 日間 |
| 出　店　場　所 |  |
| 販　売　品　目 |  |
|  |
|  |
|  |
| 搬 入 備 品 等 |  |
| 搬 入 日 時 | 令和　　年　　月　　日( ) 　 時　　分　～ |
| 搬 出 日 時 | 令和　　年　　月　　日( ) 　 時　　分　～ |
| 許 可 条 件 | 競技大会等開催時の売店等の設置に関する運営要綱を遵守すること |